

平成19年12月27日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成18年(ワ)第104号 損害賠償請求事件

判 決

広島県

原 告

上記法定代理人後見人 板根

上記訴訟代理人弁護士 青木

横浜市青葉区荏田西一丁目3番地20

被 告 株 式 会 社 ラ イ フ

上記代表者代表取締役 磯野

上記訴訟代理人弁護士

東京都千代田区麹町五丁目2番地1

被 告 株式会社オリエントコーポレーション

上記代表者代表取締役 上 西 郁 夫

上記訴訟代理人弁護士

同

主 文

- 1 原告の主位的請求をいずれも棄却する。
- 2 被告株式会社ライフは、原告に対し、102万9392円及びこれに対する平成19年3月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告株式会社オリエントコーポレーションは、原告に対し、42万1061円及びこれに対する平成19年3月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の予備的請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを50分し、その21を被告株式会社ライフの、その9

を被告株式会社オリエントコーポレーションの、その余を原告の負担とする。

6 この判決第2項及び3項は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

1 主位的請求

- (1) 被告株式会社ライフは、原告に対し、152万9392円及びこれに対する平成18年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告株式会社オリエントコーポレーションは、原告に対し、82万1061円及びこれに対する平成18年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 予備的請求

- (1) 被告株式会社ライフは、原告に対し、102万9392円及びこれに対する平成18年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告株式会社オリエントコーポレーションは、原告に対し、42万1061円及びこれに対する平成18年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告らと立替払契約を締結し、その一部を弁済した原告が、主位的には、その立替払契約締結につき被告らに不法行為責任があるとして損害賠償を請求し（訴状送達の日の翌日である平成18年6月30日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の請求を含む。）、予備的に、その立替払契約は、原告が意思無能力であったために無効であるとして、既払金の返還及び訴状送達の日の翌日である平成18年6月30日から支払済みまで年5分の割合

による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提となる事実（原告の被告株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）に対する支払額以外は争いがない。）

- (1) 原告は、平成18年2月1日、広島家庭裁判所呉支部において、後見開始決定がなされ、成年後見人が選任された。
- (2) 被告らはいずれも信販会社であり、ライフは、有限会社ジェイ・エイチ・シー（以下「JHC」という。）と加盟店契約を締結し、被告株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」という。）は、JHC及び西日本基礎株式会社（以下「西日本」という。）との間で加盟店契約を締結した。
- (3) 原告とJHC及び西日本は、別紙工事目録（以下「別紙」という。）記載の日に、別紙記載の各工事内容で、各施工契約を締結し（以下「各施工契約」という。）、各施工契約に対応して、原告と被告らは、それぞれ立替払契約を締結し（以下「各立替払契約」という。）、原告はライフに対して立替払契約に基づいて合計102万9392円（乙5ないし8、弁論の全趣旨）、オリコに対し立替払契約に基づいて合計42万1061円を支払った。

2 原告の主張

- (1) JHCは、リフォーム詐欺等を目的として設立され、その社員は、別紙記載の日付けに原告宅を訪問し、別紙記載の欺罔内容を述べて後川をだまし、それらの工事をする必要が全くないにもかかわらず、が知的障害者であることをを利用して、さも工事の必要性があるように装い、長時間にわたって居座り、別紙記載の施工契約を締結し、立替払契約を締結させた。また、西日本は、リフォーム詐欺を目的として設立された会社であり、広島を中心に多数の被害者を出し、広島県警に摘発され、倒産状態にあるところ、その社員は、別紙記載の日付けに原告宅を訪問し、別紙記載の欺罔内容を述べてをだまし、その工事をする必要が全くないにもかかわらず、が知的障害者であることをを利用して、さも工事の必要性があるように装い、長時間に

わたって居座り、別紙記載の施工契約を締結し、立替払契約を締結させた。

(2) 主位的請求について

ア 被告らは、JHC及び西日本がリフォーム詐欺・取り込み詐欺等を目的として設立された会社であるにもかかわらず、このような悪質な会社と加盟店契約を締結し、さらに、原告は、生来の知恵遅れであり、意思無能力者であったにもかかわらず、十分確かめることなく立替払契約を締結したものであり、信販会社として注意義務違反があり、それによって、原告の口座から金員を引き落として取得したことは不法行為に該当する。

また、ライフは、十分な加盟店審査をすることなく、多数のリフォーム詐欺被害を発生させていたJHCとの間で漫然と加盟店契約を締結し、JHCの詐欺行為に荷担したものである。

イ 損害

(ア) ライフについて

- a 上記1(3)の金額である102万9392円
- b 調査料 20万円
- c 弁護士費用 30万円

(イ) オリコについて

- a 上記1(3)の金額である42万1061円
- b 調査料 20万円
- c 弁護士費用 20万円

(3) 予備的請求について

ア 原告は、生来の知恵遅れ（精神発達遅滞）であり、自己の財産を管理、処分する能力を有しなかった。原告は、上記のとおり各施工契約を締結しているが、原告に工事の必要性について判断力はなく、契約締結能力もなく、各立替払契約の締結の際意思無能力であった。

イ よって、各立替払契約は無効であるので、既払金の返還を求める。

3 ライフの主張

(1) ライフは、原告が生来の知恵遅れであることを知り得ない。ライフは、各立替払契約の際、原告に電話をして意思確認を行っているが、いずれについても問題は認められなかつた。原告は意思疎通能力を有しており、簡単な質問には答えることができるとされているのであるから、ライフが原告の意思能力に疑問を抱くことがなかつたとしても不自然ではない。

また、ライフは、加盟店について面接調査等を行っており、審査は行っている。リフォーム詐欺については、加盟店が故意に行うものであるため、顧客からのクレームがない以上、ライフがそれを認識することは困難である。

よつて、ライフが不法行為責任を負うとの原告の主張は理由がない。

(2) 原告が生来の知恵遅れであつても、クレジット契約書を誤りなく作成し、工事完了引渡連絡書にもサインしており、電話による意思確認にも、問題のある回答をした形跡がない。平成17年11月8日に実施された精神科医による診察においても、原告の判断能力について、自己の財産を管理処分するには、常に援助が必要な状態であるとされているのみで、さらに平成18年1月26日に作成された鑑定書においても、判断力は低下しているとはいえ、意思疎通能力を有し、簡単な質問には答えられると診断されており、各立替払契約当時、意思無能であったとは認められない。

4 オリコの主張

(1) オリコは、原告に対し、工事をする意思及び立替払契約を締結する意思を確認して、有効に立替払契約を締結したのであり、そこに違法性はない。

(2) 原告は、立替払契約時に意思能力を有していた。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提となる事実、証拠（甲1ないし12、19、20、乙1ないし4、丙1ないし11、証人後川昭雄（以下「昭雄」という。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、昭和12年9月17日に生まれ、幼稚園に入園してもほとんどしゃべれず、小中高校を通じて交友関係も作れず、生活上必要な読み書きはある程度できるようになったが、計算能力は乏しい状態であった。

原告は、高校卒業後も仕事をすることはほとんどなく、両親と暮らしていくたが、昭和45年に両親が別居してからは、広島県呉市に住んでいた父親と三重県名張市に住んでいた母親との間を行き来して家事手伝い等を行う生活をしていた。平成2年に父親が死亡し、その後原告は呉で一人で暮らし、平成10年ころには、呉で母親と同居するようになった。平成12年ころに母親が死亡したため、再び一人暮らしとなつたが、近くに住む叔母が、何かにつけ原告の世話をし、高価なものを原告が購入した場合、返すよう指示する等していた。

後川家は、原告が居住する呉市の場界隈では、名家として認識されており、財産的信用もあったため、原告は、日常の買い物をほとんど自分で購入し、余り支払の督促等もされず、支払の請求があった場合は言われるままに支払うという生活をしていた。また、原告は、所有する不動産の家賃と年金を自分で管理し、その中から生活費を出しており、両親から相続等した多額の不動産や現金、有価証券は、原告の兄弟が管理していた。

平成13年ころに叔母が体調を崩し、原告に対する監督が行き届かなくなり、他に原告の日常生活を監督する者もいない状況の中、原告は、高価な着物等を頻繁に購入するようになった。なお、原告は、自分には呉服等を買った借金があるという認識はあったが、それを月いくら支払えば、いつ終わるというようなことは認識していなかった。

平成17年ころ、昭雄が原告の家で、信販会社からの請求書を見つけ、原告を問い合わせたところ、原告は無理矢理床下工事をするよう契約させられた等と言った。また、原告に対して、着物代金として500万円を支払うように請求があり、原告の家には、全く着ていない着物が多数あった。そこで、

昭雄は、成年後見制度を利用することとして手続を進め、平成18年2月1日、原告につき後見が開始され、原告は、同年4月から老人ホームで暮らすようになった。

昭雄は、原告の理解力は、子供の時も、平成15年及び平成17年当時も変わらないという印象を持ち、また原告は、人の言うことを疑わずに聞き、言われたとおりの行動をすれば正しい行動になると考える傾向があると考えている。

(2) 原告は、平成15年1月23日、同年6月28日、同年7月23日、平成16年6月21日、同年7月23日及び平成17年3月28日に、別紙記載(1)番号1ないし6の施工をJHCに依頼し、各そのころ、同番号1ないし4についてライフに立替払契約を申し込み、同番号5及び6についてオリコに立替払契約を申し込み、平成16年8月5日には、別紙記載(2)番号1の施工を西日本に依頼し、そのころオリコに対して立替払契約を申し込んだ。その際、原告は、各立替払契約の契約書（その表面には、商品名、現金価格合計、頭金、残金、分割払手数料、分割支払金合計、支払総額、支払回数、第1回分割支払金、第2回目以降の分割支払金、第1回目の支払月、最終回支払月等の欄があり、それぞれ必要に応じて記入され、裏面には、期限の利益が喪失する場合、遅延損害金（年率14.6あるいは29.2パーセント）等の契約条項が印刷されている。）に、自分の名前、住所、生年月日、電話番号、支払口座等の必要事項をそれぞれ記載し、被告らからの電話での意思確認に対しても承諾する旨返答し、また、工事完了引渡連絡書あるいは工事完了確認書に工事完了年月日、住所、氏名等を記載し、押印していた。

(3) 別紙記載の各工事（別紙記載(1)番号6を除く。）の結果、原告宅の床下の大引と束の仕口に住宅構造補強金具が、床下には、搅拌用換気扇4台、外部排気用換気扇1台、タイマー1機がそれぞれ取り付けられ、また調湿剤が厚く敷き詰められ、その上にさらに袋詰めされた調湿剤が置かれた状態であつ

た。

一級建築士の検査によれば、上記各工事のうち、原告宅の床下への住宅構造補強金具及び換気扇設置の取付けを正当化する事情は認められず、また、調湿剤については、それを使用する理由は見当たらず、施工そのものも妥当性を欠くとされている。

(4) 平成17年10月7日付けの診断書においては、知能検査と画像検査において、精神発達遅滞（軽度）とアルツハイマー型認知症（初期）、これらが合併して、現実検討能力と判断能力は低下していると思われるとされ、同年11月8日付けの診断書（成年後見用）においては、同年10月1日に実施された検査の結果、WAIS-RでIQ75（動作性IQ79、言語性IQ74）で知能レベルは境界線レベル、MMSE20点、長谷川式スケール10点で、痴呆領域、知的に発育が悪く、記録力が低下しており、総合的に判断能力が低下してきている、自己の財産を管理処分するには常に援助が必要であるとされている。

また、平成18年1月25日付け鑑定書（成年後見用）においては、精神発達遅滞である、自己の財産を管理処分する能力はない、回復の可能性はないとされ、同月13日及び15日に実施された問診及び検査によって、意思の疎通性はあるが質問に対して十分理解できない、短期の記憶力が悪いが過去の一部のことは覚えている、日付等の区別できないが、親戚などは区別できる、むつかしい計算はできない、判断力は低下しているとされ、WAIS-RでIQ75、動作性IQ79、言語性IQ74で知能は境界線レベル、精神発達遅滞水準の検査で、全ての下位検査の評定は平均以下、なかには平均レベルに近い数値を示す検査（知識、類似、絵画完成）も存在するが、同時に精神遅滞水準の検査（算数、理解、組合せ）もみられ、ばらつきが著明、簡単な質問にはなんとか答えられるが、短期記憶悪く、判断能力の低下が認められる、特に金銭管理能力については、読み、書き、計算能力が軽度ない

し中程度の精神遅滞レベルにあることを考慮すると、困難が予想される、学校は卒業しているが、成績は悪く、形だけの卒業であり、その後結婚してもほとんど家事もできず、世話をしてくれる人がいなくなると、人の言うがままに物品や種々の契約をしており、判断能力はないと思われる、精神発達遅滞は生来性のもので、回復するものではないと思われる等とされている。

2 原告の意思能力について

- (1) 意思能力とは、自己の行為の法的結果を正しく認識し、これに基づいて正しく判断することができる能力であると解される。
- (2) 上記認定によれば、原告は、日常的な買物や金銭管理は一応なしえていたが、計算能力はかなり限られており、立替払契約を締結する際、元金の他に支払う手数料の意味、期限の利益喪失の内容、遅延損害金が年率14.6あるいは29.2パーセントであることの意味等について理解できたとは思われないこと、また、各立替払契約の前提となる各工事施工契約についても、いかなる状況の下、どのようなことを言われて契約したのか証拠上明らかではないが、上記のような原告の能力に照らして、補強金具や調湿剤の必要性を理解できたとは思われず、言われるままに行動した結果であると推察するのが相当であると認められ、その他諸般の事情を考慮すると、原告は、各施工契約及びそれに伴う各立替払契約締結の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく判断する能力を有していなかったとするのが相当である。

なお、意思能力を有するか否かは、個々の法律行為の内容、種類によって異なり得るのであるから、平成17年11月8日に実施された精神科医による診察において、原告の判断能力について、自己の財産を管理処分するには、常に援助が必要な状態である等とされていても、それは、上記判断を妨げる事情とは認められない。

3 被告らの不法行為について

- (1) 上記のとおり、原告は、各立替払契約締結時は、意思無能力であったと認

められるが、他方、原告は、簡単な質問には答えられる能力を有していること等を考慮すると、被告らが電話確認の際に、原告の意思能力に疑念を持つことは可能であったとまでは言えず、また原告が、各契約書の必要事項欄に正確に記入していること等を考慮すると、被告らが原告の意思無能力を見逃して各立替払契約を締結したからといって、過失があるとまでは認められない。

(2) また、原告は、被告らが、JHCあるいは西日本と加盟店契約を締結する等したことをもって不法行為であると主張するので検討する。

この点、各施工契約の内容や工事結果等からすると、JHCあるいは西日本が、必要のないリフォーム工事等を消費者の不安をあおる等して、巧妙に訪問販売していたものであることはある程度推察しうる。しかし、JHCあるいは西日本の業務やそれが行う工事は、外見上明らかに工事の必要がないものであるとか、不法であるというものではなく、信販会社としては、通常立替払契約の債務者からの通報があるとか、しかるべき機関からの注意喚起等がなければ、JHCあるいは西日本がいわゆる悪質業者であるというのは知り得ないものであるところ、各立替払契約当時、被告らが、JHCあるいは西日本が悪質業者であるという情報を知りあるいは知り得たと認めるに足りる的確な証拠は認められない。

また、原告は、ライフがJHCを加盟店とする際十分な審査をしなかった等と主張するが、乙11、12及び弁論の全趣旨によれば、ライフは、JHCを加盟店とする際、一応の審査を行っていることが認められ、その他全証拠を検討しても、その審査の際落ち度があったとまでは認められない。

よって、被告らがJHCあるいは西日本と加盟店契約を締結する等したことにつき、不法行為責任があるとの原告の主張は認められない。

(3) 以上より、その余を検討するまでもなく、不法行為に関する原告の主張は理由がない。

4 上記のとおり、各立替払契約当時、原告は意思無能力であったと認められ、
本件各立替払契約は無効であるので、被告らは、原告から受領した各金員を返
還しなければならない。なお、原告は、予備的請求の趣旨追加申立書において、
意思無能力を理由に金員の返還を請求する旨主張しているところ、その書面が
被告らに到達したのは、平成19年3月19日であることが明らかであり、そ
れ以前に原告が上記理由をもって被告らに対して支払額の返還を請求したと認
めるに足りる証拠はないので、遅延損害金は平成19年3月20日から発生す
る。

5 よって、主文のとおり判決する。

(口頭弁論終結日 平成19年10月31日)

広島地方裁判所呉支部

裁判官 秋信治也

(別紙)

工事目録

(1) 有限会社JHC

番号	日付	欺罔内容	商品名	工事代金	引き落し額	C R
			工事内容			
1	H15.1.23	床下の換気が悪いのでこのままで は床下が湿気で腐り建物が傾くの で床下用調湿材、換気扇を購入し 取り付けなさい。	床下湿財(カーボンエクセルン ト) 60袋 床下換気扇(オゾンライト付) 2台	978,000	286,760	ライフ
2	H15.6.28	床下の換気が悪いのでこのままで は床下が湿気で腐り建物が傾くの で床下用調湿材を購入し取り付け なさい。	ユニストーン 40袋 セラミック灰 20袋	600,000	345,780	ライフ
3	H15.7.23	床下の換気が悪いのでこのままで は床下が湿気で腐り建物が傾くの で床下用調湿材を購入し取り付け なさい。	セラミック灰 60袋	650,000	359,420	ライフ
4	H17.3.28	床下の換気が悪いのでこのままで は床下が湿気で腐り建物が傾くの で床下補強金具を購入し取り付け なさい。	補強金具ハウスキーパーI 10ヶ ブレッザーフォー 2台	341,000	37,432	ライフ
5	H16.6.21	床下の換気が悪いのでこのままで は床下が湿気で腐り建物が傾くの で床下用調湿材を購入し取り付け なさい。	床下湿財ハイセラミック灰 40袋 システムブレッザーフォー 1台 床下除湿工事	378,000	73,421	オリコ
6	H16.7.23	名湯で知られる新潟県栃尾又温泉 付近より産出したトゴール・ウォーム タバトを使用して、柔らかな肌触りの お湯(準天然温泉)に変えることができる 装置です。	準天然温泉 夢の湯	498,750	88,154	オリコ

(2) 西日本基礎株式会社

番号	日付	欺罔内容	商品名	工事代金	既払い金	C R
			工事内容			
1	H16.8.5	床下の換気が悪いのでこのままで は床下が湿気で腐り建物が傾くの で床下改善工事をしなさい。	CHバリヤ 住宅床下(基礎部分)改善工事 (敷込工事)	1,152,000	259,486	オリコ

これは正本である。

平成19年12月27日

広島地方裁判所呉支部

裁判所書記官 大下 こうる

